



# 高齢者の犯罪被害防止 ハンドブック



岩手県警察本部生活安全企画課  
安全・安心まちづくり推進室

# 活用する皆さんへ

平成18年中、岩手県内では、高齢者の方を狙った犯罪が812件発生しています。

その主なものとしては、空き巣、置引きなどの窃盗被害やオレオレ詐欺といった振り込め詐欺被害です。

このほかにも、私たちの身のまわりでは、人の「気のゆるみ」や「心の欲求」につけこんだ様々な犯罪が発生していますが、被害にあわないためには、一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」といった防犯意識をもって、日常生活の中でできる防犯対策を身につけるとともに、それを実践していただくことが大切です。

このハンドブックは、一人でも多くの高齢者の方々が犯罪にあわないよう、安全で平穏な生活を過ごしていただきたいという願いから作成したものであり、老人クラブの支部や単位老人クラブでの各種会合や行事等の機会に活用していただければ幸いです。

---

## 目次

◆ 外出した時に注意すること	1
◆ 交通事故に気をつけましょう	3
◆ 空き巣に気をつけましょう	4
◆ 詐欺に気をつけましょう	6
◆ 悪質商法に気をつけましょう	8
◆ 悪質セールスマン撃退10か条	10
◆ クーリング・オフ制度(無条件解約)	11
◆ 被害の実例	12

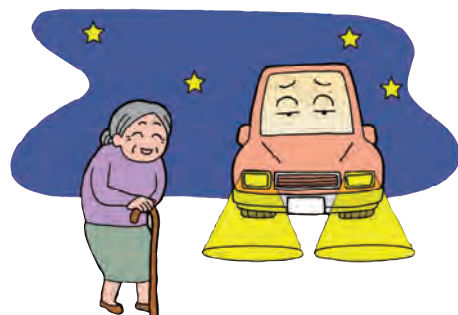
# 外出した時に注意すること

家を一步出れば、置引きやひったくり、車上ねらい、自動車盗難等さまざまな犯罪被害にあうおそれがあります。

常に「犯罪被害にあうかもしれない」という気持ちを忘れずに、外出する時には、次のことに注意しましょう。

## ① 安全な道を歩く

人通りの少ない道や夜道は避け、できるだけ人通りの多い明るい道を歩くように心がけましょう。



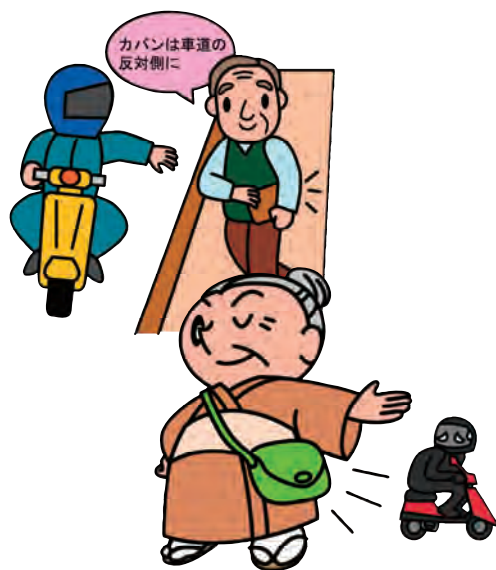
## ② 荷物の持ち方に注意する

バッグ等を持ち歩くときには、車道と反対側の手に持ちましょう。

タスキがけにすると効果的です。

後ろから近づいてくるオートバイや自転車に注意しましょう。

自転車の荷カゴには防犯ネットをかぶせましょう。



## ③ 現金をおろすときに注意する

銀行・郵便局等で現金をおろす時は、周囲に不審者がいないかどうかを確認しましょう。

多額の現金を出し入れする場合は、できるだけ誰かに付き添ってもらおうようにしましょう。

#### ④ 貴重品を体から離さない

いすに腰掛けるときは、バッグ等の貴重品は、身体から離さないようにし、荷物を置くときは目の届くところに置きましょう。

また、席を離れるときは、必ず手荷物を持って離れましょう。



#### ⑤ 車内に貴重品は置かない

自動車から離れるときは、わずかな時間でもエンジンキーを抜いて、ドアロックをしましょう。

また、車内に現金や貴重品などは置かないようにしましょう。



#### ⑥ 自転車には必ずカギをかける

自転車には、二つ以上のカギをかけるようにしましょう。

また、自転車を止めるときには、車道や歩道に止めたりせず、決められた駐輪場に止めるようにしましょう。

防犯登録も盗難防止に役立ちます。





# 交通事故に気をつけましょう

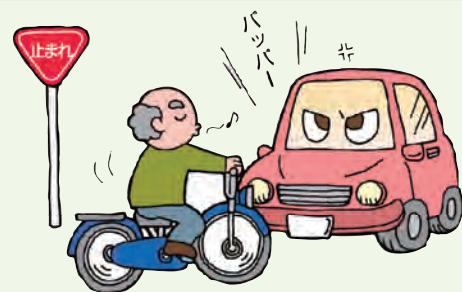
## 歩くとき

- 1 道路の左右が見通せる場所で横断しましょう。
- 2 近づいてくる車があるときは通りすぎるまで待ちましょう。
- 3 暗くなったら夜光反射材を使いましょう。



## 自転車を運転するとき

- 1 交差点では必ず一時停止しましょう。
- 2 横断するときや進路変更するときには、安全確認を徹底しましょう。
- 3 夜間はライトを必ず点灯し、夜光反射材も使いましょう。



## 自動車を運転するとき

- 1 交差点では安全確認を徹底しましょう。
- 2 前車の動きに注意しましょう。
- 3 右折時は対向車に注意しましょう。



これだけは実践しましょう

**夕暮れ時の早め点灯・シートベルトの装着**



**高齢者マークは、  
ベテランドライバーの  
「あかし」です！**

# 空き巣に気をつけましょう

## 空き巣に 注意!

住宅を対象とした空き巣などの被害は、平成18年中、岩手県内で386件発生しています

このような被害は「普段の心がけ」と「地域の絆」で被害を防止することができます。

みんなで声をかけあい、被害にあわないように気をつけましょう。

### 被害をふせぐ4つのポイント

#### ① カギかけの習慣を身につける

岩手県内の住宅を対象としたドロボー被害の約6割がカギをかけずに被害にあっています。

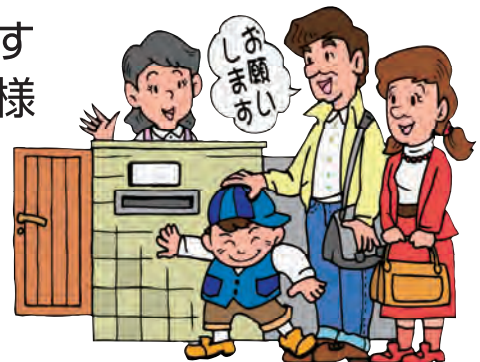
夜寝るときやちょっとした外出をするときでも、必ずカギをかけましょう。

ドロボーは、ちょっとしたすきを狙って住宅に侵入します。



#### ② 外出するときは近所に一声かける

日頃から近所つきあいを密にし、外出するときは、近所の方に一声かけ、留守中の様子を時々、見てもらうようにしましょう。



### ③ 留守にしていることが分からない工夫をする



旅行などで家を留守にし、新聞や郵便物を取り込まないでいると、外出中であることがすぐに分かってしまいます。

この様なときは、近所の人に保管をお願いするか、配達を停止してもらうようにしましょう。

### ④ 家のまわりの環境整理に努める

何気なく置いている脚立やはしご・ビールケース・灯油缶等は、ドロボーの足場に使われる場合があります。

このようなものは家のまわりには置かないよう普段から整理しておきましょう。



### 被害を少なくするために

- 多額の現金は、家に置かないようにしましょう。
- 預金通帳と印鑑は、必ず、別々に保管しましょう。
- キャッシュカードの保管についても、暗証番号が分かるようなものと一緒に保管しないようにしましょう。

### 被害にあったら

- すぐに、110番通報しましょう。
- 被害にあった場合は、警察がくるまで手を付けず、そのままにしておきましょう。

# 詐欺に気をつけましょう

私たちの日常生活の中には、様々な「だましの手口」があります。その手口を知り、日頃からその対応策について考えておけば、突然の「だまし」にも対処できるはずです。

これからあげる「だましの手口」は、実際にあった被害に基づくもので、その手口と対応策について説明します。

## オレオレ詐欺

### その手口

無差別に電話をかけて「オレだけど」等と言って電話に出た人に対して、子どもや孫だと思いきませ、「交通事故を起こしてしまったからお金が必要だ」等と話し、指定した銀行口座などに現金を振り込ませる犯罪です。



- 子どもや孫をよそおい、何かしらの理由を付けて、「お金が必要になった。口座にお金を振り込んでほしい。」等とお金を要求します。
- 理由付けは、交通事故の示談金・弁償代・借金の返済・妊娠中絶費用など様々です。
- 犯人は、一人とは限りません。  
交代で電話に出て、警察や弁護士をよそおってだます場合があります。

### その対処

- お金を要求する内容の電話は、「詐欺かもしれない」と疑いを持つことが大切です。
- 子どもや孫と直接連絡をとり、電話の内容が事実かどうかを確認してください。
- お金を振り込む前に、家族や親戚、隣人、警察などに相談しましょう。



# 架空請求詐欺

## その手口

はがきや電話などで、ありもしない料金請求をして、指定した銀行口座などにお金を振り込ませる犯罪です。

次のはがきは、実際に郵送された「架空請求のはがき」です。

このようなお金を請求する内容の郵便物には、充分気をつけてください。

### 《最終通告》

顧客番号 1 2 3 4

前略、弊社が回収受任しました今回の貴殿の債務につきましては、これまで何度かご連絡をさせて頂きましたが、未だ貴殿からのご入金を確認されておられません。

この度、弊社顧問法律事務所との協議の結果、以下のとおり決定し、本通知を最後の通知とさせていただきます。

#### 【入金期限】

平成〇〇年〇月〇日 午後3時

#### 【振込先】

〇〇銀行 〇〇支店

普通口座 1 2 3 4 5 6 7 8

イワテ タロウ

#### 【入金金額】

アダルトコンテンツ利用料 25,000 円

延滞金 6,305 円

督促費用 5,000 円

合計 36,305 円

※弊社では、顧客番号で全ての管理を行っていますのでお振込の際は、氏名ではなく顧客番号での入力をお願い致します

## その対処

- 身に覚えのないはがきや電話は信用しないようにしましょう。
- 自分の判断で振り込みせず、まず、家族や知人に相談しましょう。

# 悪質商法に気をつけましょう

## 悪質商法による被害の特徴

### 特徴その1 ～だまされたことに気づきにくい。

悪質業者は、優しい言葉で近寄ってきて高齢者の話し相手になってくれます。そのため、親しくなった販売員を信用し、だまされていると思わずに高額な契約をしている場合があります。

### 特徴その2 ～被害にあっても、誰にも相談しない。

被害にあったことを自覚しても、「はずかしい」とか「迷惑をかけたくない」等の気持ちから、被害にあったことを隠している場合があります。

悪質業者は、「高齢者を狙っている」ことを自覚し

- **必ず、誰かに相談し、自分だけの判断で契約しない**
- **必要のない時は、はっきりと断る**

ように心がけましょう。!!

## 送り付け商法

### その手口

注文していない商品を勝手に送り付け、一方的に代金を請求する商法です。

たとえば、叙勲者に対して皇室の写真集や叙勲者名簿などを送り付けて、しつこく代金を請求するケースがあります。

### その対策

- 送られてきた商品が必要ないのであれば、送り返しましょう。



- 請求書がしつこく送られてくる場合は、請求書の入った封筒を開封せず、「受領拒否」と朱書きしてポストに入れて送り返すこともできます。

## 点検商法

### その手口

家庭を訪問して「床下のシロアリ点検をしてみます」とか「ちょっと屋根を見せて下さい」「水道水を検査してみます」等と言って床下や屋根などを点検した後に、住宅の工事契約をしたり、浄水器などの物品を買わせようとする商法です。



特に、必要のない工事や手抜き工事をして、多額の請求をする「悪質リフォーム詐欺」が大きな社会問題となっています。

### その対策

- 「無料点検」という言葉がでた時点で警戒し、必要がなければ毅然とした態度で断りましょう。
- 「水道課や消防署の方から来た」等とあいまいなことを言って、公的機関だと思わせる手口もあることから、必ず身分を確認しましょう。

## 催眠(SF)商法

### その手口

チラシやくじ引き、景品などで通行人を誘い、会場に呼び込んだ後、無料で景品などを配ったり、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、会場にいる人を興奮させて、冷静な判断を失わせてから、高価な布団や健康用品などを売りつける商法です。



### その対策

- 契約は、家族と相談してから決めましょう。
- 無料で商品をくれるというその裏には、大きな落とし穴があることを認識しましょう。

# 悪質セールスマン撃退10か条

- 1 「何の用？」しっかり聞こう、身分と用件
- 2 「おかしい」と思ったときは、ドアを閉める
- 3 「もうかります」そんな言葉に要注意
- 4 気をつけろ！ 人のふところ聞く業者
- 5 勇気だし、はっきり言おう「いりません」
- 6 しつこいな、そんな相手は110番
- 7 困ったら、一人で悩まず、まず相談
- 8 印鑑は、軽い気持ちで押しではダメ
- 9 契約は、契約内容をよく読んでから
- 10 契約しても、支払いについては後払い  
(契約をしてその場で全額支払うと解約できなくなる場合があります)



## 防犯度チェック!!

- チェック①** 何でも相談できる人がいる
- チェック②** セールスはきっぱりと断ることができる
- チェック③** 契約は家族と相談してからにしている
- チェック④** クーリング・オフ制度をしっかりとっている

あなたは、全てのチェック項目をみたしていますか？



# クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定の期間内であれば自由に契約を解除できる制度です。セールスマン等から強引な勧誘を受け、意志が決まらないままに契約してしまった場合などに利用できます。

## クーリング・オフの方法

- ① 訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日を含めて **8日以内** に書面で通知する。
  - ② 通知先は、業者のほか、クレジット契約をした場合には、信販会社にも通知する。
  - ③ 下記のような内容をはがきに書いてコピーをとって保管する。
  - ④ はがきは、「配達記録」「簡易書留」で郵送する。
- ※ 支払ったお金は、全額返金され商品の引取料金は業者負担となります。

必ず書面で通知しましょう。

通知書			
契約年月日	平成	年	月 日
商品名		〇〇〇〇	
契約金額		〇〇〇〇円	
販売会社	〇〇株式会社	〇〇営業所	
担当者		〇〇〇〇	
上記契約は解除します			
平成	年	月	日
住所			
氏名			

契約後に解除したい場合

通知書			
契約年月日	平成	年	月 日
商品名		〇〇〇〇	
契約金額		〇〇〇〇円	
販売会社	〇〇株式会社	〇〇営業所	
担当者		〇〇〇〇	
上記契約は解除します			
支払い済みの〇〇円を返金し、			
商品をお引き取り下さい			
平成	年	月	日
住所			
氏名			

契約して料金の一部を支払い商品が手元に届いている場合

## クーリング・オフできない場合

- ① 乗用車の購入など法律でクーリング・オフが定められていない商品の場合
- ② 消耗品(化粧品・健康食品など)を使用したしまった場合
- ③ 3,000円未満の商品を現金で購入した場合

# 被害の実例

ここでは、悪質商法とオレオレ詐欺被害の実例について紹介します。こんな状況下で、あなたは本当に被害にあわないように対処できますか？

## オレオレ詐欺による被害

ある日の午前中、息子の名前を名乗る男から電話がきて、

「車をぶつけてしまったのでお金が必要だ」

等と話した後、上司を名乗る男が代わって電話に出て、

「息子さんが車をぶつけてしまった相手と示談をしているが、相手は、今なら 80 万円支払ってもらえばいいと言っているので、今日の午前中に振り込んでほしい。」

と言われ、その話を信じてしまい指定された口座にお金を振り込んだ。さらに、その翌日の午前中に、再度、息子を名乗る男から電話がきて、

「実は、相手が首が痛いと言っているので、あと 100 万円振り込んでほしい。」

と言われたため、再度、お金を振り込み、合計 180 万円の詐欺被害にあった。



## 点検商法による被害

ある日の夜 8 時ころ、

「布団の点検に来ました」

といいながら販売員が訪問してきました。その 3 ヶ月前に訪問販売員から羽毛布団を購入していたことから、その羽毛布団の点検と思いドアを開けたところ、以前と違う販売員であり、言われるまま、以前に購入した羽毛布団をその販売員に見せたところ、

「この布団にはダニが沢山いる。このまま使い続ければ体をこわすので、この布団を下取りしてあげる。会社に内緒で本来 80 万円の布団を社員価格の 60 万円で販売してあげる。」

等と新しい布団の売り込みが始まった。

当然、特によい話だとは思わなかったが、契約をしなければ帰りそうもなかったことから、怖くなって契約をしてしまった。

さらに、その半月後になって、同じ販売員が来て、

「この部屋は湿度が高いのでこれを使った方が良い。」

と言われ、30 万円の湿気取りマットとボアシーツのクレジット契約をしてしまった。

